

平 30.10.10
総 17 - 4

参 考 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成 30 年 10 月 10 日 (水)

財 務 省

目 次

税務手続の電子化に向けた具体的取組(国税)	1
・「スマホ申告」の実現.....	2
・e-Taxの認証手続の簡便化.....	3
・確定申告書等作成コーナーのマイナポータルとの連携イメージ(確定申告・年末調整手続の電子化①).....	4
・年末調整手続の電子化・簡便化(確定申告・年末調整手続の電子化②).....	5
・マイナポータル等を通じたカスタマイズ型の情報配信(確定申告・年末調整手続の電子化③).....	6
・手続のワンストップ化.....	7
・電子申告の普及促進.....	8
・行政機関間のデータ連携拡大.....	9
・電子帳簿等保存制度の利用促進.....	10
・納付のキャッシュレス化推進.....	11
その他の税務手続の電子化に向けた取組状況	12
・免税店における免税販売手続の電子化.....	13
・相続税申告書の電子化.....	14

税務手続の電子化に向けた具体的取組（国税）

「スマホ申告」の実現

具体的取組①

利用者の多い、年末調整済みの給与所得者で、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除に係る還付申告をされる方を対象に、確定申告書等作成コーナーにおいてスマホ専用画面を提供。【平成31年1月から実施】

現行の源泉徴収票入力画面



スマホ専用画面



国税庁
確定申告書作成コーナー

源泉徴収票の入力

勤務先から交付を受けた給与の源泉徴収票の内容を入力してください。

支払金額
例： 7,140,000

所得控除の額の合計額
例： 2,556,160

源泉徴収税額
例： 172,900

住宅借入金等特別控除の額
例： 200,000

住宅借入金等特別控除可能額
例： 200,000

居住開始年月日
平成29年 10月 13日

借入金等年末残高
例： 15,000,000

< 戻る > 入力終了 (次へ) >

(C) NATIONAL TAX AGENCY.

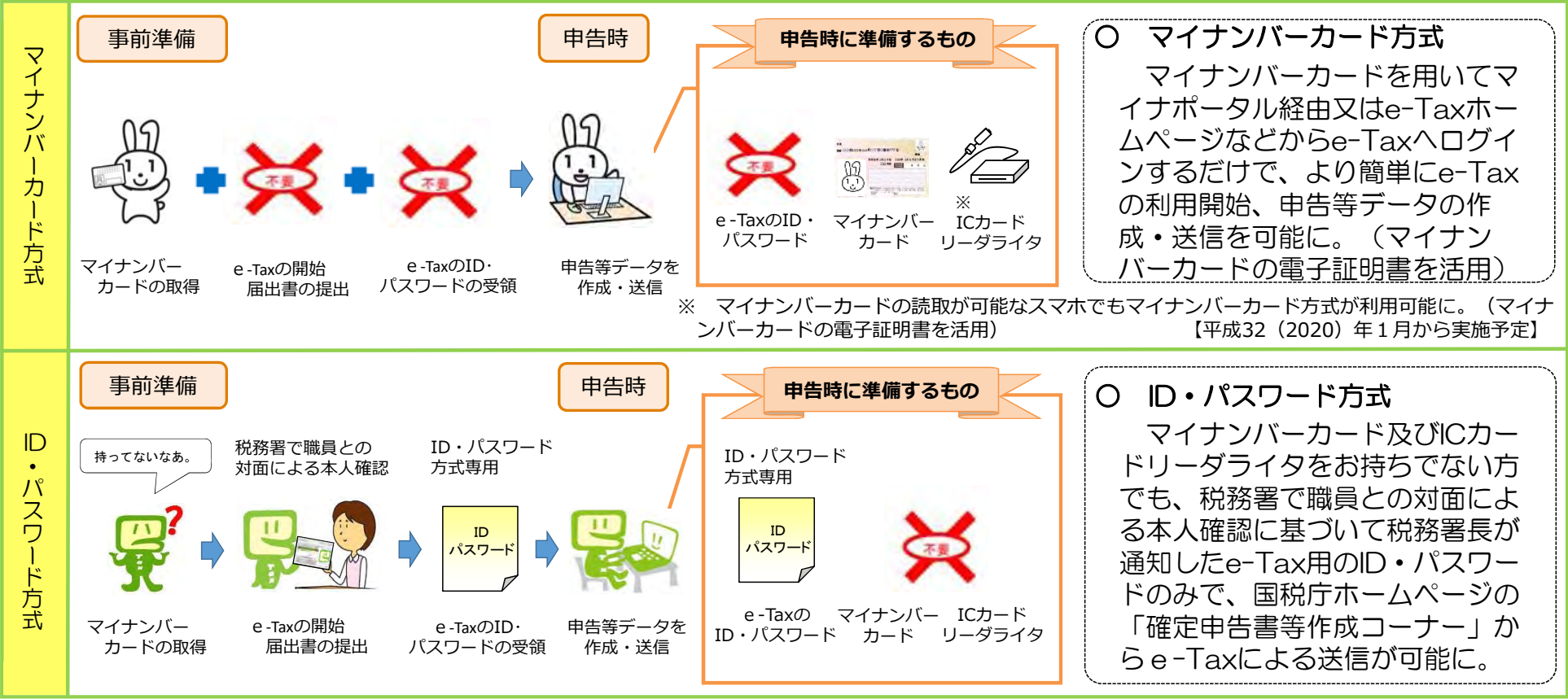
具体的取組②

- スマホ専用画面の利用可能対象を、全ての給与所得者や年金収入のある方にも拡大。【平成32（2020）年1月から実施予定】
- 更なる利便性向上のため、「源泉徴収票等をスマホのカメラで撮影し、確定申告書等作成コーナーに自動入力できる機能」の開発について、技術的な課題も含めて検討。【順次検討】

e-Taxの認証手続きの簡便化

現行方式ではID・パスワードに加え、マイナンバーカード・ICカードリーダーによる本人認証が必要。
 ⇒平成31年1月からは以下のような簡便な方式の利用も可能に。

～平成31年1月以降のe-Taxの利用のイメージ～



確定申告書等作成コーナーのマイナポータルとの連携イメージ

【平成33(2021)年1月～(予定)】(※)

納税者

①

マイナポータルの開設



② 確定申告書等作成コーナーを利用



③
マイナンバー
カードで認証



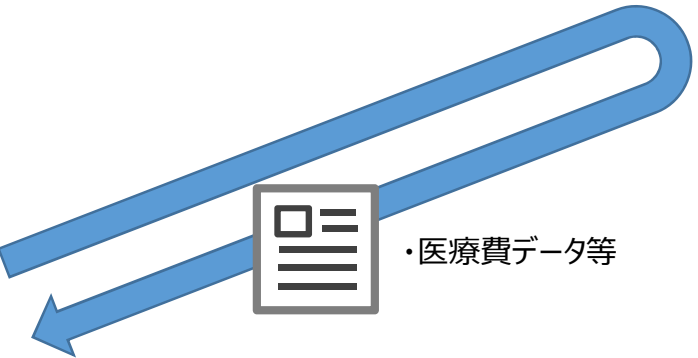
④
証明書データを
自動で取得・自動転記



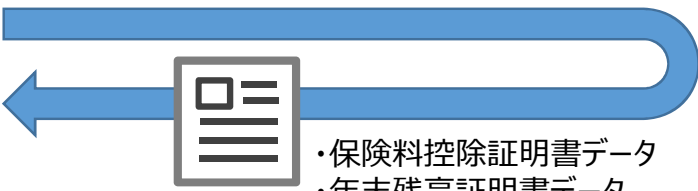
⑤ e-Tax送信



■ 年末調整控除申告書作成システムについても、確定申告書等作成コーナーと同様、マイナポータルから必要な情報を入手し、そのデータを活用して、控除申告書を作成・送信。
(平成32(2020)年10月～)(※)



・医療費データ等



・保険料控除証明書データ
・年末残高証明書データ



行政機関等



民間企業

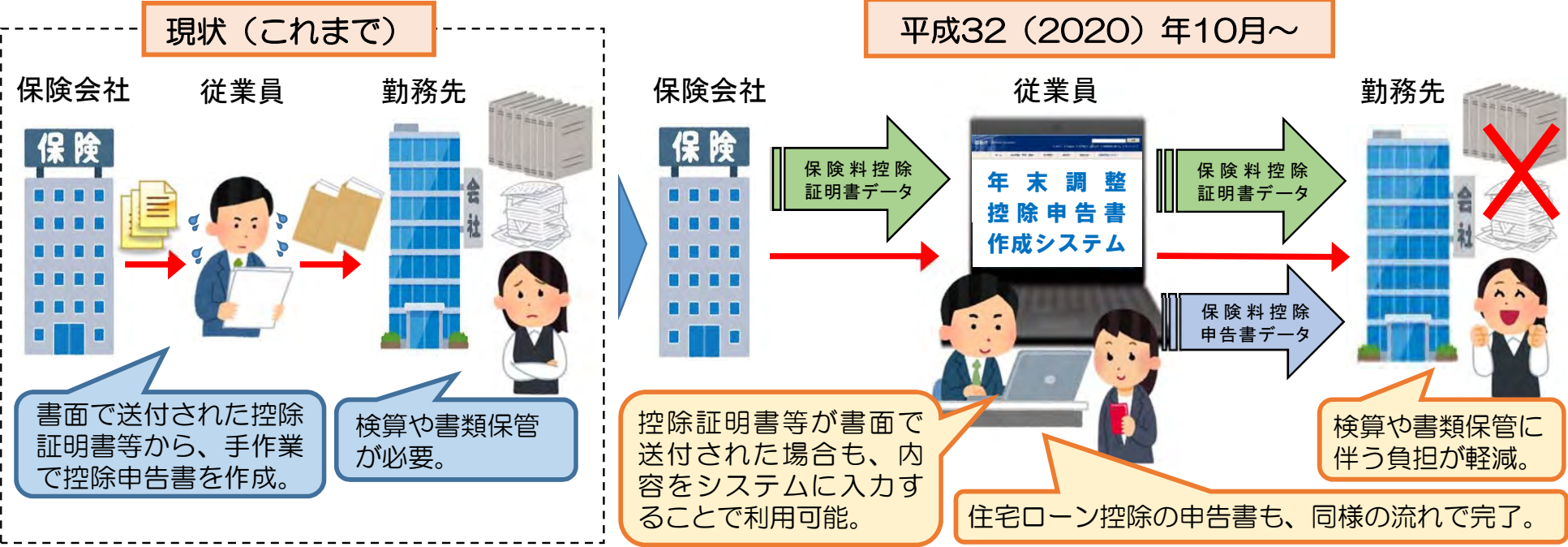
(※)実施に当たっては、連携先機関等との所要の調整等が前提。

年末調整手続の電子化・簡便化

ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、年末調整控除申告書作成システム（※）を提供。
【平成32（2020）年10月導入予定】

- ・国税庁ホームページからアプリケーションを無料ダウンロード。
 - 控除証明書等のデータを取り込めば、所定の項目に自動転記（簡便・正確に申告書データを作成）。
 - 内容確認後、そのまま勤務先にオンライン提出可能。

※ システムの仕様公開を通じ、民間ベンダー等によるシステム開発も促進。



マイナポータル等を通じたカスタマイズ型の情報配信

【具体例：各種説明会の案内】

- 各種説明会の案内を、マイナポータルの「お知らせ」機能に通知することにより、納税者は、他の行政機関等からの情報と併せて閲覧が可能となる。
⇒マイナポータルの利便性を享受。

【国税庁】

記帳・決算説明会を実施している旨等をマイナポータルへ通知する。



マイナポータルへ
情報を格納

【税務署】



案内状等を送付

現 状

〒
説明会
開催案内

【案内対象者】



説明会
の情報

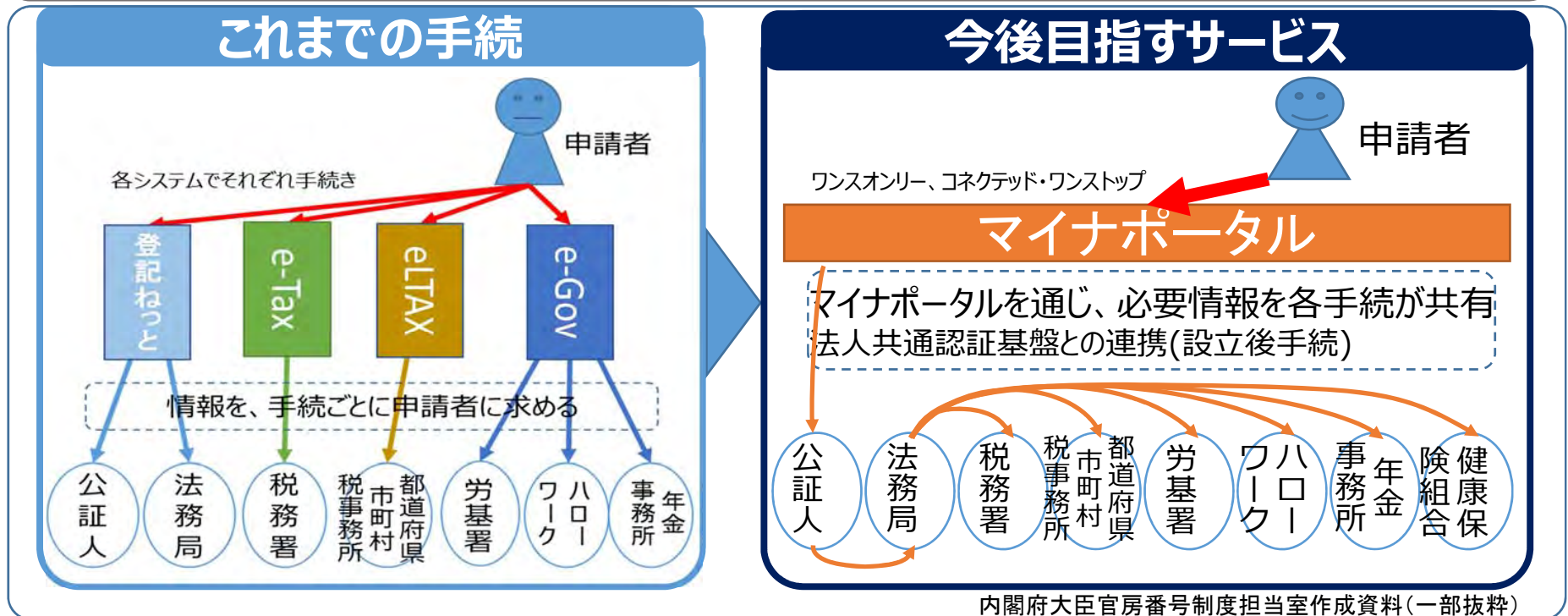
- 将来的には、申告時期の案内等、納税者の個々のニーズに沿ったタイムリーな情報配信を実現。
【平成38(2026)年までに実施】

手続のワンストップ化

○ 法人設立オンライン・ワンストップ

これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。

- －平成31(2019)年度中: 設立後の手続についてワンストップサービスを開始。
- －平成32(2020)年度中: 定款認証・設立登記も含めたワンストップサービスを開始。



○ 企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ

上記施策と並行し、従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化及びワンズオンリー化を目指す。

- －平成30(2018)年度中: 企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて、各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンズオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、ロードマップを策定。
- －平成32(2020)年度～: 従業員のライフイベントに伴う手続のオンライン・ワンストップ化を順次開始。

電子申告の普及促進

- 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況。（平成28年度の利用率：法人税申告 79.3%（法人税申告のうち大規模法人 56.9%）、所得税申告 53.5%）
- こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。
（平成32(2020)年4月1日以後開始する事業年度について適用）
- 中小法人については、電子申告利用率85%以上という目標達成に向け、未利用者や税理士への利用勧奨等を行う。

大法人の電子申告義務化

- 大法人(※1)は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。

(※1)内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など

- 電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるとき(※2)は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。

(※2)サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合

申告データの円滑な電子提出のための環境整備

① 提出情報等のスリム化

- ・ 第三者作成書類の見直し（土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、送信するイメージデータの紙原本の保存不要化）
- ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化（運用）

② データ形式の柔軟化

- ・ 別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV）

③ 提出方法の拡充

- ・ 添付書類の光ディスク等による提出
- ・ 電子申告の送信容量の拡大（運用）

④ 提出先の一元化（ワンスオンリー化）

- ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
- ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等

⑤ 認証手続の簡便化

- ・ 法人の認証手続の簡便化（経理責任者の電子署名の不要化、代表者から委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする）

行政機関間のデータ連携拡大

- 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化。(平成32(2020)年4月実施(平成30年度改正))

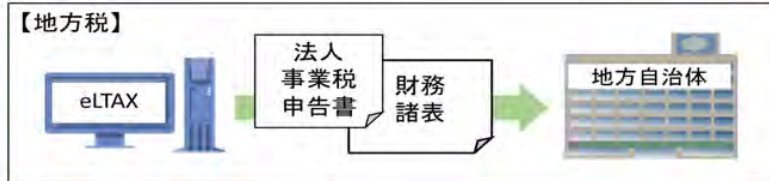
現状 (これまで)

法人税の申告、法人事業税の申告それぞれにおいて、財務諸表の提出が必要であるため、同じ財務諸表を税務署及び地方自治体それぞれに提出する必要があります。

【国税】



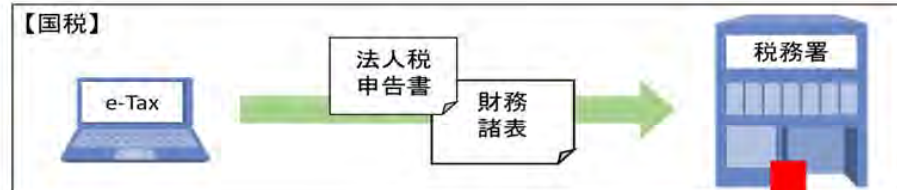
【地方税】



平成32(2020)年4月～

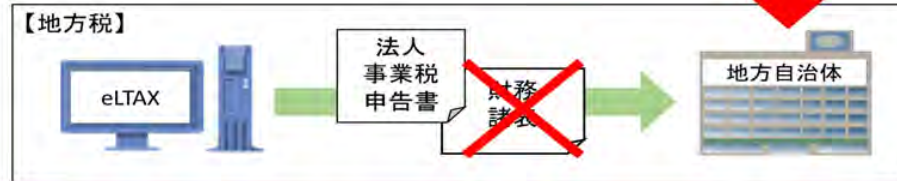
国税・地方税当局間の情報連携(バックヤード連携)により法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要になります。

【国税】



財務諸表
(バックヤード連携)

【地方税】



- また、近年、納税者利便の一層の向上のため、以下のように、従来の手続や運用の見直しも行いつつ、国税・地方税に共通するデータを一括提出できる仕組み等の検討・整備に取り組んでいる。
 - ・ 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化。(平成31年度実施に向けて総務省と検討中)
 - ・ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除。(平成31年度実施に向けて総務省と検討中)
 - ・ さらに、個人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続についても、地方税当局のデータ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう引き続き検討。

電子帳簿等保存制度の利用促進

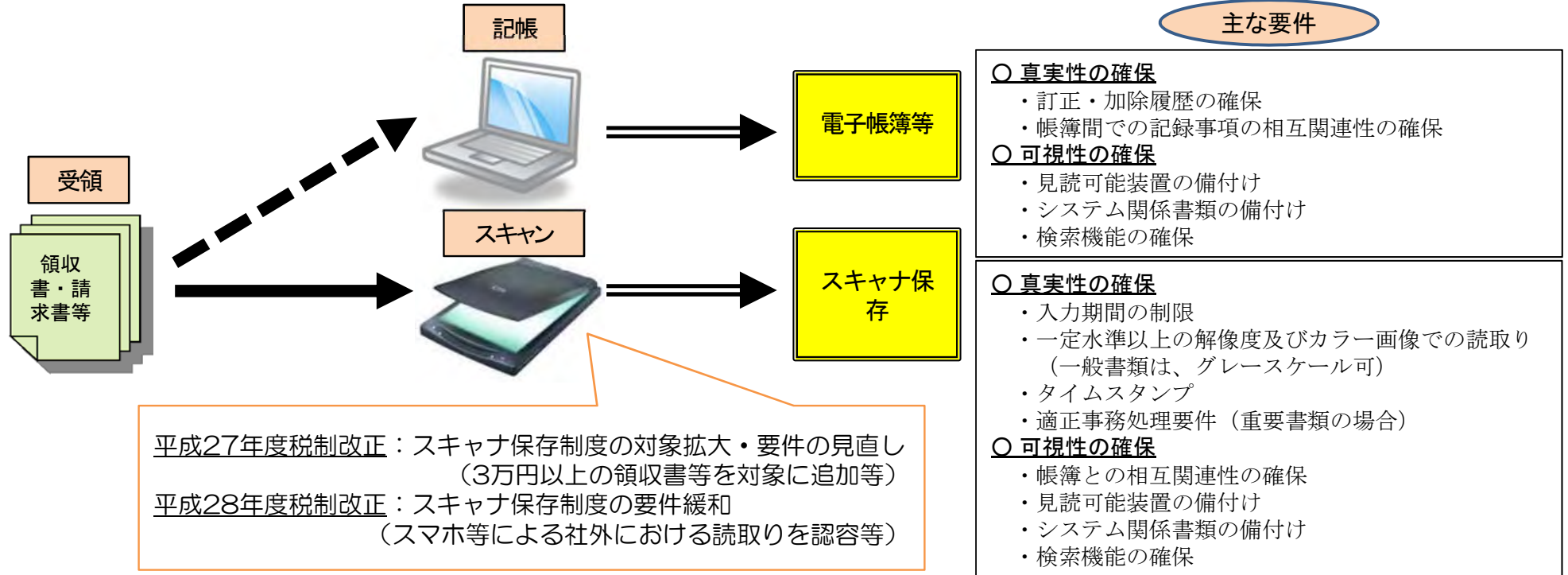
○ 電子帳簿等保存制度の利用を促進し、事業者の文書保存に係る負担を軽減。

○ 電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

○ スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。



○ 企業等のニーズを踏まえ、電子帳簿やスキャナ保存の活用が促進されるような見直しを検討。
(平成31年度税制改正以降)

納付のキャッシュレス化推進

これまでの取組み

○ インターネットバンキングなどを利用した電子納税【平成16年6月導入済】

○ コンビニ納付 【平成20年1月導入済】

○ ダイレクト納付 【平成21年9月導入済】

※ ダイレクト納付とは、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続。

○ クレジットカード納付 【平成29年1月導入済】

短期的取組み

○ QRコードを利用したコンビニ納付の導入

自宅等において、確定申告書等作成コーナー等から納付に必要な情報をQRコードとして出力することで、コンビニでの納付手続が可能に。

※ QRコード(PDF)をスマホに表示させて手続も可能。



【平成31年1月導入】

中長期的取組み

○ 平成31(2019)年10月に全地方団体が電子納税を共同で収納する仕組みを導入予定であることから、これを踏まえ、国と地方団体が協力して利用勧奨することで、納付のキャッシュレス化を推進。

○ 情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進(窓口納付の縮減)について検討。

【順次実施】

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標。

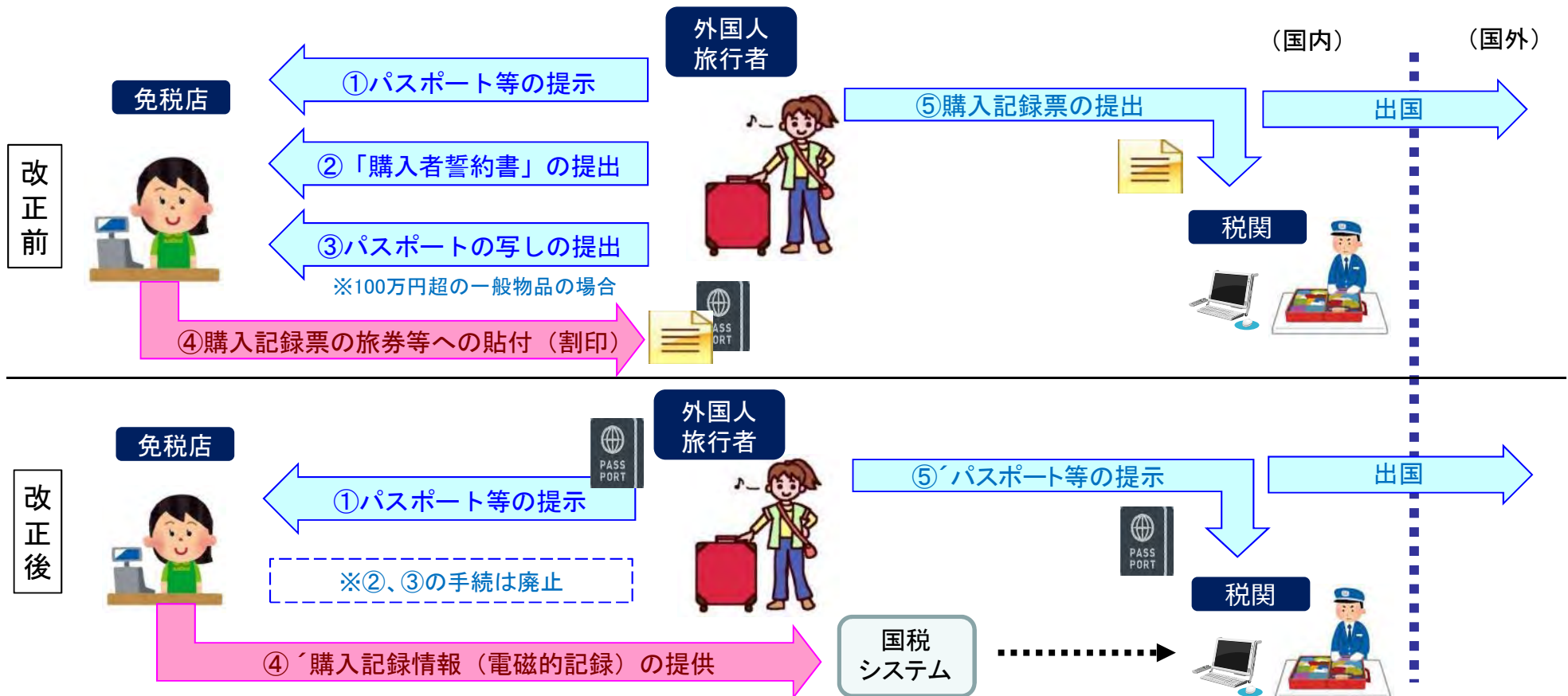
その他の税務手続の電子化に向けた取組状況

免税店における免税販売手続の電子化

平成30年度改正

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの効率化を図り、外国人旅行消費のより一層の活性化と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る観点から、免税販売手続(購入記録票の提出等)を電子化する。

(注) 平成32年(2020年)4月1日以後に行う免税販売について適用する。
ただし、紙手続との併存期間を1年半設ける(平成33年(2021年)9月30日まで)。



相続税申告書の電子化

- 現状では、相続税の申告については書面による提出しかできず、税務署において、入力事務、書類の管理事務が発生している。
- 平成31(2019)年10月を目途に、相続税申告に係る代表的な帳票について、インターネット経由(e-Tax)で受け付けることを可能とし、納税者の利便性向上及び事務の効率化を図る。

